

## 7.2 悪臭

### (1) 調査事項

調査事項は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 調査事項

ア 予測した事項	① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 ② 煙突からの臭気排出強度 ③ 排出水の臭気指数
イ 予測条件の状況	① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 a 気象の状況 風向、風速、気温、湿度 b 施設の稼働状況 稼働時間、ごみ搬入量、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等 ② 煙突からの臭気排出強度 a 施設の稼働状況 稼働時間、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等 ③ 排出水の臭気指数 a 施設の稼働状況 稼働時間、ごみ焼却量等
ウ 環境保全のための措置の実施状況	評価書に示す対策を講じているかを調査した。

### (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその敷地境界とした。

### (3) 調査方法

調査方法は、表 7.2-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.2-2(1) 調査方法

<p>調査時点 及び 調査期間</p>	<p>ア 予測した事項</p>	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 施設の稼働が通常の状態に達した時点とし、以下に示す夏季の1日の午前1回、午後1回とした。 夏季：平成30年8月1日（水）</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度 【焼却設備排ガス】 施設の稼働が通常の状態に達した時点の、以下に示す期間とした。 焼却設備排ガス：平成30年8月1日（水） 【脱臭装置】 2炉停止中で、脱臭装置が稼働中の、以下に示す期間とした。 脱臭装置：平成30年2月28日（水）</p> <p>③ 排出水の臭気指数 施設の稼働が通常の状態に達した時点とし、以下に示す期間とした。 夏季：平成30年8月1日（水）</p>
	<p>イ 予測条件の状況</p>	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 a 気象の状況 『ア 予測した事項』と同一とした。 b 施設の稼働状況 『ア 予測した事項』と同一とした。</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度 a 施設の稼働状況 『ア 予測した事項』と同一とした。</p> <p>③ 排出水の臭気指数 a 施設の稼働状況 『ア 予測した事項』と同一とした。</p>
	<p>ウ 環境保全のための措置の実施状況</p>	<p>施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。</p>

表 7.2-2(2) 調査方法

調査地点	ア 予測した事項	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 図 7.2-1 に示す敷地境界 4 地点とした。</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度 焼却設備排ガス：煙突排出ガス測定口とした。 脱臭装置：脱臭装置の出口※とした。</p> <p>③ 排出水の臭気指数 放流槽とした。</p>
	イ 予測条件の状況	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数</p> <p>a 気象の状況 図 7.2-1 に示す敷地境界 4 地点とした。</p> <p>b 施設の稼働状況 計画地内とした。</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度</p> <p>a 施設の稼働状況 計画地内とした。</p> <p>③ 排出水の臭気指数</p> <p>a 施設の稼働状況 計画地内とした。</p>
	ウ 環境保全のための措置の実施状況	計画地内とした。

※脱臭装置で脱臭した空気は、煙突頂部から排出される。

表 7.2-2(3) 調査方法

調査方法	ア 予測した事項	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数 『臭気指数及び臭気排出強度の算定方法』（平成7年環境庁告示第63号）に準じた方法とする。 ※あわせて、参考値として臭気強度についても調査を実施する。なお、臭気強度は、『6段階臭気強度表示法』（『悪臭物質指定および悪臭規制基準の範囲の設定等に関する基本方針について』（昭和47年中央公害対策審議会答申））に準じた方法とする。</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度 「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境庁告示第63号）に準じた方法とした。</p> <p>③ 排出水の臭気指数 関連資料の整理による方法とする。</p>
	イ 予測条件の状況	<p>① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数</p> <p>a 気象の状況 簡易風向風速計等により、風向、風速、気温、湿度を記録した。</p> <p>b 施設の稼働状況 現地調査及び関連資料の整理による方法とした。</p> <p>② 煙突からの臭気排出強度</p> <p>a 施設の稼働状況 現地調査及び関連資料の整理による方法とした。</p> <p>③ 排出水の臭気指数</p> <p>a 施設の稼働状況 現地調査及び関連資料の整理による方法とした。</p>
	ウ 環境保全のための措置の実施状況	<p>現地調査及び関連資料の整理による方法とした。</p>

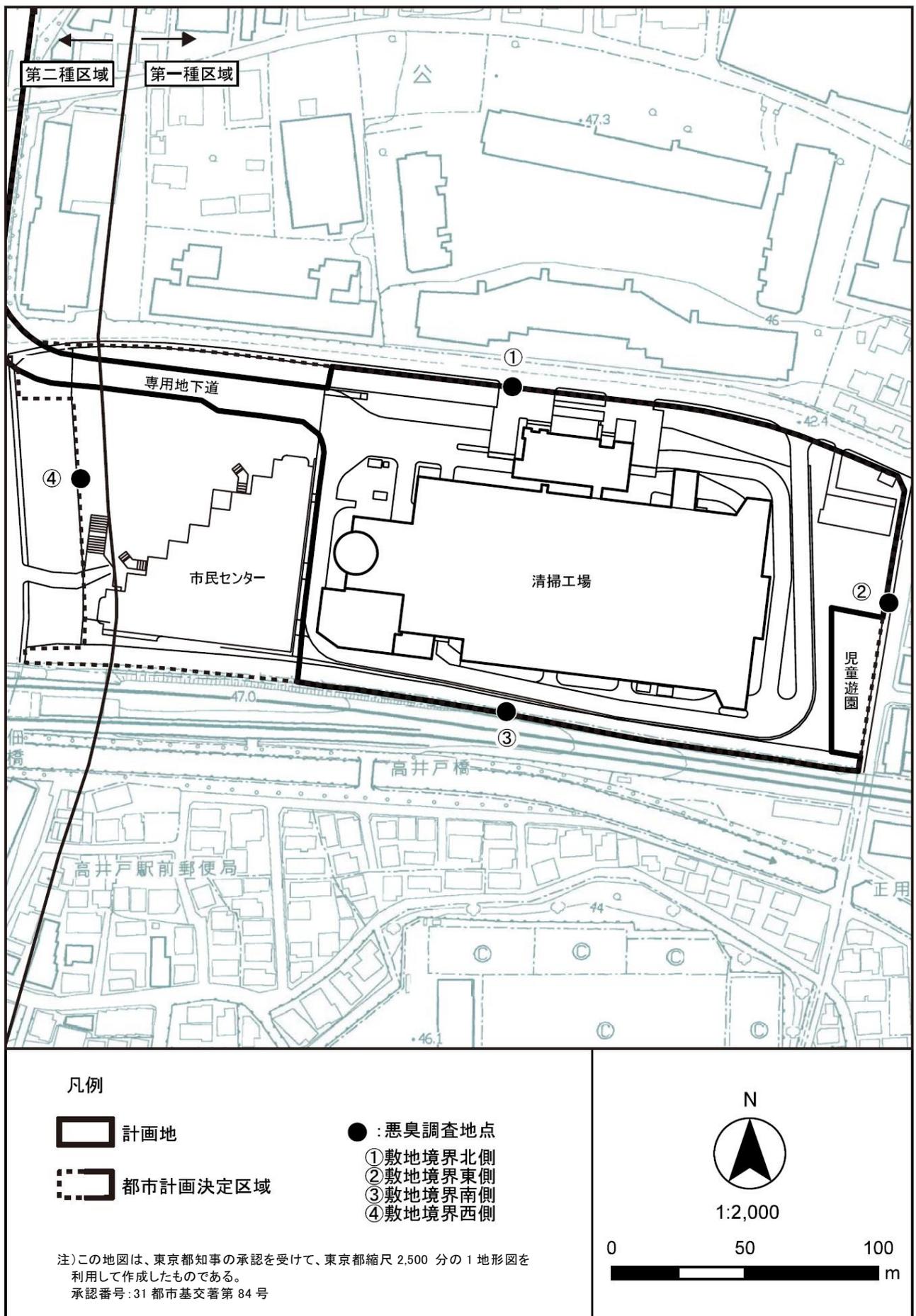


図 7.2-1 施設の稼働に伴う敷地境界臭気の調査地点

#### (4) 調査結果

##### ア 予測した事項

###### ① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数

臭気指数の調査結果は、表 7.2-3 に示すとおりである。

臭気指数は、全ての地点において、午前、午後ともに 10 未満であった。

また、参考として表記した臭気強度は、全ての地点において 0 であった。

なお、臭気強度の表示（6 段階臭気強度表示法）は、表 7.2-4 に示すとおりである。

表 7.2-3 敷地境界の臭気指数等の調査結果

調査年月日：平成 30 年 8 月 1 日（水）

採取時刻	調査地点	臭気指数	臭気強度	気象状況			
				風向	風速 (m/s)	気温 (°C)	湿度 (%)
午前 (9:00～ 9:30)	①	<10	0	南	0.6	34.2	58
	②	<10	0	西北西	1.4	34.0	55
	③	<10	0	南東	1.9	32.9	62
	④	<10	0	静穏	0.0	33.6	58
午後 (14:10～ 14:40)	①	<10	0	東	3.0	37.0	47
	②	<10	0	南西	1.4	34.7	57
	③	<10	0	南東	0.7	36.3	52
	④	<10	0	静穏	0.4	35.3	52

表 7.2-4 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知いき値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知いき値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

###### ② 煙突からの臭気排出強度

臭気排出強度の調査結果は、表 7.2-5 に示すとおりである。

表 7.2-5 臭気排出強度の調査結果

調査項目	調査日	臭気排出強度 ( $\text{m}^3 \text{N}/\text{min}$ )	
焼却設備排ガス	1号炉	平成 30 年 8 月 1 日	$2.0 \times 10^5$
	2号炉	平成 30 年 8 月 1 日	$2.4 \times 10^5$
脱臭装置	平成 30 年 2 月 28 日	$0.41 \times 10^5$	

### ③ 排出水の臭気指数

臭気指数の調査結果は、表 7.2-6 に示すとおりである。(排水槽の位置については p. 8 図 5.2-2(2)参照)

表 7.2-6 臭気指数等の調査結果

調査年月日：平成 30 年 8 月 1 日 (水)

採取時刻	臭気指数	臭気強度	採水温度 (°C)
15:05	15	1	31

## イ 予測条件の状況

### ① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数

#### a 気象の状況

気象の状況は、表 7.2-3 に示すとおりである。

#### b 施設の稼働状況

臭気指数の調査当日（平成 30 年 8 月 1 日）は、ごみ搬入量が 729 トン/日、ごみ焼却量が 2 炉稼働で 523 トン/日であり、定格焼却量（600 トン/日）の 87%、稼働時間は 24 時間連続稼働であった。また、乾き排出ガス量は 1 号炉が 780 m<sup>3</sup> N/min、2 号炉が 750 m<sup>3</sup> N/min であった。

### ② 煙突からの臭気排出強度

#### a 施設の稼働状況

焼却設備排ガスについては臭気排出強度の調査当日の施設稼働状況は①b と同様であり、脱臭装置の調査当日（平成 30 年 2 月 28 日）については 2 炉停止中で、脱臭装置の稼働中であった。また、脱臭装置の乾き排出ガス量は 1,028 m<sup>3</sup> N/min であった。

### ① 排出水の臭気指数

#### a 施設の稼働状況

臭気排出強度の調査当日の施設稼働状況は①b と同様であった。

## ウ 環境保全のための措置の実施状況

「6 環境保全のための措置の実施状況」(p. 24～p. 26 参照) に示すとおりである。

なお、平成 29 年 10 月の本稼働から平成 30 年 9 月までの間に、悪臭に関する住民からの苦情については、表 5.2-6 (p. 18 参照) に示すとおり平成 30 年 4 月 25 日に 2 件あった。

(5) 評価書作成時の予測結果と事後調査結果との比較検討

ア 予測した事項

評価書における予測結果と事後調査結果との比較、並びに「悪臭防止法」及び「環境確保条例」に定める工場・事業所において発生する悪臭の規制基準との比較は、表 7.2-7、表 7.2-8 及び表 7.2-9 に示すとおりである。

① 施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数

臭気指数の事後調査結果は、全ての地点で午前、午後とも 10 未満であり、予測結果と同程度であった。また、全ての地点で規制基準を下回った。

表 7.2-7 評価書の予測結果と  
事後調査結果との比較（敷地境界の臭気指数等）

	調査時間	調査地点	臭気指数	規制基準	臭気強度	規制基準
事後調査結果	午前	①	<10	10	0	-
		②	<10		0	
		③	<10		0	
		④	<10	12	0	
	午後	①	<10	10	0	
		②	<10		0	
		③	<10		0	
		④	<10	12	0	
予測結果	午前	1	<10	10	0	-
		2	<10		0	
		3	<10		0	
		4	<10		0	

注 1) 事後調査結果の規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第 1 号規制基準を示し、第一種区域及び第二種区域における敷地境界線での値である。

注 2) 予測結果は類似事例とした平成 20 年度の目黒清掃工場の調査結果である。

## ② 煙突からの臭気排出強度

臭気排出強度の事後調査結果は、予測調査結果と同程度であり、規制基準を下回った。

表 7.2-8 評価書の予測結果と  
事後調査結果との比較（臭気排出強度）

単位：m<sup>3</sup> N/min

調査項目		調査日	臭気排出強度	規制基準	
事後調査結果	焼却設備排ガス	1号炉 (300t/日)	平成30年8月1日	$2.0 \times 10^5$	$1.1 \times 10^8$
		2号炉 (300t/日)	平成30年8月1日	$2.4 \times 10^5$	$1.0 \times 10^8$
	脱臭装置		平成30年2月28日	$0.41 \times 10^5$	$0.27 \times 10^8$
予測結果	焼却設備排ガス	1号炉 (300t/日)	平成20年11月	$4.5 \times 10^5$	$1.2 \times 10^8$
		2号炉 (300t/日)	平成20年4月	$1.2 \times 10^5$	$1.0 \times 10^8$
	脱臭装置		平成20年5月21日	$0.13 \times 10^5$	$0.34 \times 10^8$

注1) 事後調査結果の規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第2号規制基準を示し、第一種区域における煙突等気体排出口での値である。なお、事後調査結果の規制基準値は以下に示す条件において、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した。

臭気指数第2号規制基準算出の設定条件

### 【焼却設備排ガス】

排出口高さ：160m、排出口口径：1.19m、排出口から敷地境界までの最短距離：50.1m、  
周辺最大建物高さ：32m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.7m  
目標臭気指数：10

### 【脱臭装置】

排出口高さ：160m、排出口口径：1.2m、排出口から敷地境界までの最短距離：50.1m、  
周辺最大建物高さ：32m、周辺最大建物から敷地境界までの最短距離：4.7m  
目標臭気指数：10

注2) 予測結果は類似事例とした平成20年度の江戸川清掃工場の調査結果である。

### ③ 排出水の臭気指数

排出水の臭気指数の事後調査結果は、規制基準を下回った。

また、予測結果を上回ったものの、プラント汚水については、周辺の外気に臭気が漏れないよう、建物内にて凝集沈殿処理を行ったのち、公共下水道へ排出しているため、周辺環境に影響はないと考える。

表 7.2-9 評価書の予測結果と事後調査結果との比較（排出水の臭気指数等）

	採取時刻	臭気指数	臭気強度	採水温度(℃)	規制基準
事後調査結果	平成 30 年 8 月 1 日 15:05	15	1	31.0	26
予測結果	平成 20 年 8 月 12 日 10:50	10	0~1	33.0	28

注 1) 事後調査結果の規制基準は、悪臭防止法における臭気指数第 3 号規制基準を示し、第一種区域における排出水の値である。

注 2) 予測結果は類似事例とした平成 20 年度の中央清掃工場の調査結果である。